

(別紙 3)

子どものある夫婦の離婚調停事件における調停の充実の試みについて

1 はじめに

最高裁判所では、調停当事者助言用のDVDビデオ「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」を制作し、平成18年3月に全国の家庭裁判所に配布した。

このビデオは、離婚に伴う子どもの親権や離婚後又は別居後の非監護親と子どもとの面接交渉をめぐる争いの渦中にある調停事件の当事者に対して、調停期日や家庭裁判所調査官による調査の場面で視聴させる目的で作成された。

2 現状の調停で問題と思われるもの

- (1) 調停での対立構造がより顕著になってきている。
- (2) 特に子どもを巡る争いの対立が激しさを増している。
- (3) 従来調停の手法だけでは、解決困難な事例が多くなってきている。

3 紛争の原因と思われるもの

- (1) 当事者の自己中心的な傾向が目立つようになった。
- (2) 子どもを自己の所有物ととらえている者が少なくない。
- (3) 「価値観の多様化」や「権利意識の高揚」など国民意識の変化が影響し、調停委員会からの助言に対し、ときに懐疑的になり、容易には受け入れようとしない。

4 子どもを巡る紛争事件における視聴覚ツールの活用

親同士の対立は、子どもの心身に様々な影響を与える。裁判所としては、できるだけこれを回避できるよう、当事者への助言等を行う必要がある。

冒頭で説明したビデオは、①両親の離婚が子どもに与える影響、②両親の紛争の狭間に置かれた子どもの心理、③両親の争いに子どもを巻き込まないための心構え等を子どもの立場に立って示すものである。

当事者に視聴させた後、調停委員、家庭裁判所調査官等が事案に応じた助言を与えることにより、その内容の理解を促進させ、最終的には、子どもの心情にも

配慮した円滑な問題解決を目指すというものである。

なお、ビデオには、①感性に直接訴えかけてイメージ作りがしやすい（映像・音声刺激）、②登場人物に自分を重ね合わせて自己の問題点を顧みやすい（同一化）、③公平中立で客観的な印象を与えやすい（客観性）、④体系的な知識の効率的付与が可能という諸特徴がある。

5 ビデオの視聴

①ドラマ編（34分）、②面接交渉編（14分）、③まとめ編（5分）の三部（合計53分）から構成されているビデオの①と③を視聴

6 当庁におけるビデオの活用

(1) 活用の実情

当庁では、平成18年4月以降、主として調停期日の当事者の待合時間を利用して、家庭裁判所調査官が当事者に趣旨等を説明の上、ビデオを上映し、視聴後にその感想を求めたり、必要な助言を与えるなどの試みを行っている。

このビデオ視聴の目標は、調停についての認識を「争いの場」から「子どもの幸せのために協働する場」へと変えてもらうことにある。

これまでに約30件の事件に活用してきた。

(2) 実施上の課題

本ビデオの視聴で問題となるのは、手間と時間である。また、紛争性の高い事件には、むしろ逆効果になる場合も見込まれ、事例の選択には、十分配慮しなくてはならないと考えている。